

京都府立盲学校学校運営協議会傍聴規程

令和3年11月12日施行
京都府立盲学校学校運営協議会

1 趣旨

この規程は、京都府立盲学校学校運営協議会の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として5名までとする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書(別紙)を開会日の前日(開会日の前日が休業日の場合、その前の業務日)までに会長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ① 酒気を帯びていると認められる者
 - ② 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ③ ①及び②のほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ① みだりに傍聴席を離れること。
 - ② 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ③ 議事に批判を加える又は賛否を表明すること。
 - ④ 写真、動画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
 - ⑤ 携帯電話等の着信音を鳴らす等、大きな音を出す行為を行うこと。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、議場の秩序を乱す、又は会議を妨害するような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ① 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - ② この規程に違反し、会長が退場を命じた場合

4 その他

この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。